

# ベトナム支援について ～概説記事～

国際協力部教官  
河野 龍三

## 1 はじめに

これまでICD NEWSには、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）に対する法整備支援に関して多くの記事を掲載してきた。国際協力部ウェブサイトにおいては、2002年1月の創刊号から2021年3月の第86号まで100を超える記事を検索可能である<sup>1</sup>。ベトナムは日本による法整備支援の初めての相手国であるが、1996年以降、現行も含めて大きく7つのJICA（前国際協力事業団、現国際協力機構）のプロジェクト活動が実施され、合計38名の長期派遣専門家が派遣され<sup>2</sup>、プロジェクト開始前の1994年から数えて65回の本邦研修が実施された。

本号では当部創設20周年という節目に際し、支援の歴史の長い3か国について概説記事を掲載することとした。本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解でないことはもとより、紙幅や筆者の能力の制限からおおよそ概略的な内容にとどまることをご容赦いただきたく、各項目の詳細については脚注に示した文献を参照されたい。また、本年3月発行のICD NEWS英語版にも、ベトナム支援を振り返る記事が掲載されている<sup>3</sup>。

## 2 プロジェクト開始前

ベトナムが1986年にドイモイ政策を採用し、市場経済化を目指す過程で1992年に日本に支援を求めたこと、名古屋大学の森嶋昭夫教授（当時、現名誉教授）の助言を経て民法が起草・制定されたこと<sup>4</sup>、1994年10月には法務省官房秘書課によって第1回本邦研修が実施されたことなどが知られているが、いずれも国際協力部創設前の出来事であり、本稿では詳細を割愛する<sup>5</sup>。

## 3 法整備支援プロジェクト

### (1) フェーズ1

JICAのODA（政府開発援助）予算による技術協力プロジェクトとしての法整

<sup>1</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_houkoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html)。初代国際協力部長の尾崎道明氏の時代の創刊号からバックナンバーが全て公開されている（2005年度までは隔月、2006年度以降は年4回の発行）。また、多くの関係者のご協力の下、ベトナムの主要法令の和訳がなされ、「ベトナム六法」として収録されている。

<sup>2</sup> 内訳は、検察官11名、裁判官11名、弁護士10名、法務省1名、業務調整5名である。

<sup>3</sup> 79頁以下の「A QUARTER OF A CENTURY WITH VIETNAM」。

<sup>4</sup> ベトナム初の民法典であり、1995年民法と呼ばれる。

<sup>5</sup> プロジェクト開始前の状況については、本号の山下輝年氏（元国際協力部長、2010～2012年）の特別寄稿のほか、ICD NEWS第27号（2006年6月）16頁以下掲載の森嶋昭夫教授の第7回法整備支援連絡会の基調講演、同第20号（2005年3月）13頁以下の本江威憲氏の伊藤正ICCLC特別顧問・前会長の追悼記事等を参照。

備支援は1996年12月に開始し、1999年11月まで、「法整備支援プロジェクト」のフェーズ1が行われた。法令起草支援等を目標に、司法省をカウンターパート機関として、初代長期派遣専門家である武藤司郎弁護士が同省に派遣された。現地における活動としては、武藤専門家や短期派遣専門家による現地セミナー、社会調査等が行われ<sup>6</sup>、本邦研修は主に日本の民事法をテーマとして年2回程度実施された<sup>7</sup>。

なお、プロジェクト開始当初の司法大臣は故グエン・ディン・ロック氏、司法省国際協力局長は後の司法大臣ハー・フン・クオン氏、民法を所管する民事経済法局の局長は後の同省次官ディン・チュン・トゥン氏であり、現職の司法大臣レー・タイン・ロン氏は、同省の職員であった。

## (2) フェーズ2

1999年12月から2003年3月まで<sup>8</sup>、同プロジェクトのフェーズ2が行われた。法令の起草のみならず、それを執行する法制度の構築及び運用主体である法曹人材の育成を目標に、1995年民法の改正も視野に、司法省、最高人民裁判所（SPC）及び最高人民検察院（SPP）を対象に実施された。長期派遣専門家は、検察官、弁護士、業務調整専門家に加え、2000年10月からは裁判官出身として初めて竹内努専門家<sup>9</sup>が派遣され、4名体制となった。本邦研修では、カウンターパート機関の拡大に伴い、民法改正に関するもののほか、民事訴訟法、司法制度や刑事手続などが取り扱われた。

また、2001年より、法務省とSPPとの間では年1回、相互に職員を派遣して日本セッション及びベトナムセッションを開催し、両国の刑事司法制度について共同研究を実施している<sup>10</sup>。

## (3) フェーズ3

### ア プロジェクト活動の概要

3か月間の経過期間において、2003年7月から後継のフェーズ3が開始され、延長を経て2007年3月まで行われた<sup>11</sup>。同フェーズでは、法律を運用する人材の育成が重要であるとの共通認識の下、ベトナム政府の要請により、既存の3機関に加えて、ベトナム国家大学ハノイ校がカウンターパートとされ、法令起草支援と人材育成支援を二本柱とするプロジェクトが組成された。長期派遣専門家は、検察官、裁判官、弁護士、業務調整専門家の4名体制であった。本邦研修のテーマは、プロジェクト目標を反映し、法曹養成制度や法曹実務教育に関するものが追加され

<sup>6</sup> 武藤専門家の活動状況については、本号の座談会記事のほか、同氏の「ベトナム司法省駐在体験記」（信山社、2002年3月）に詳しい。

<sup>7</sup> 国際協力部創設前後の本邦研修の実施状況については、ICD NEWS第5号（2002年9月）125頁以下の山下輝年氏の記事を参照。

<sup>8</sup> 当初、2002年11月までの予定であったが、日本の年度末まで延長された。

<sup>9</sup> 現法務省大臣官房政策立案総括審議官。

<sup>10</sup> 「SPP交換プログラム」と呼ばれる取組みであり、2016年からはUNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）において企画・実施されている（詳細は、ウェブサイト [https://www.unafei.or.jp/activities/vietnam1\\_list.html](https://www.unafei.or.jp/activities/vietnam1_list.html) 参照）。また、それまで国際協力部によって実施されてきたSPPの検察官等に対する本邦研修については、2014年以降、JICAプロジェクトの一環としてUNAFEIによって行われている。

<sup>11</sup> フェーズ3の活動状況の詳細については、ICD NEWS第16号（2004年7月）4頁以下の丸山毅氏の記事、ICD NEWS第37号（2008年12月）6頁以下の森永太郎（現国際協力部長）の記事を参照。

た。

## イ プロジェクト活動の成果

### (ア) 法令起草支援

フェーズ3は、一連の「法整備支援プロジェクト」の成果が多く認められた時期でもあった。1993年よりSPCによって起草作業が行われていた民事訴訟法と、フェーズ3からアジア開発銀行による起草支援を引き継いだ改正破産法がいずれも2004年6月に成立した<sup>12</sup>。全面改正への方針転換に伴いフェーズ2から持ち越されていた改正民法も、2005年6月に成立し、2006年1月より施行された<sup>13</sup>。他方、不動産登記法、担保取引登録令、判決執行法、国家賠償責任法については、政府・国会レベルでの意見対立等が原因でいずれも最終草案の起草に至らず、次期プロジェクトに引き継がれることとなった。

### (イ) 人材育成支援

まず、司法省管轄下の法律家養成機関である国家司法学院を対象とした活動では、裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者の任官前教育に共通科目を一部導入した新カリキュラムを策定し、民法等の4つの教科書を作成した<sup>14</sup>。

また、SPCとの関係では、2006年に「刑事検察官マニュアル第I巻（公訴権の行使及び捜査活動の検察及び刑事第一審公判の検察）」が完成し、検察官に配布された<sup>15</sup>。SPCの要請を受け、判決書の標準化及び判例制度研究に関する活動も行われ、2007年には「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」と題する研究報告書が作成された<sup>16</sup>。一方、「判決書作成マニュアル」は、最終案がSPCに提出されたが、指導部の決裁を得られず製本に至らなかった。

さらに、ベトナム国家大学ハノイ校との関係では、フェーズ2時代に長期派遣専門家がボランティア的に実施していた日本法に関する課外授業を正式なプロジェクト活動に組み込み、2004年9月には日本法講座が開講した<sup>17</sup>。

## ウ 共産党中央執行委員会政治局第48号決議及び第49号決議

2005年には、ベトナム共産党において、法・司法制度改革に関する中長期的な国家戦略を定める中央執行委員会政治局第48号決議及び第49号決議（以下

<sup>12</sup> 民事訴訟法は、従前の国会常任委員会令を法律に格上げたものである（詳細は、ICD NEWS第21号（2005年5月）5頁以下の特集「ベトナム民事訴訟法制定」を参照）。他方、破産法は、1993年に制定された旧法を全面改正したものが、やはり企業向けのものであり、WTO加盟準備のために整備された側面があるとされる（前掲・注11のICD NEWS第37号10頁参照）。

<sup>13</sup> 2005年民法は、契約自由の原則を正面から認めたと評価され、例えば、不法行為責任における加害者の過失責任の推定規定の削除など、日本側の意見が取り入れられたものが存在する（ICD NEWS第27号（2006年6月）21頁以下掲載の野村豊弘教授の第7回法整備支援連絡会講演を参照）。他方、権利外観法理の規定の導入は見送られた。

<sup>14</sup> 2007年より実施予定であった新カリキュラムは、そのまま実施されることはなかった。教育内容に不満を持った裁判所及び検察院が自前の養成機関による従前の任官前教育を復活させたことなどが原因とされる（前掲・注11のICD NEWS第37号12頁参照）。

<sup>15</sup> 発行部数は8千冊、ベトナム語版及び英語版。

<sup>16</sup> 2015年12月に導入された判例制度については、注51参照。判決・判例に関する活動については、各国のドナー活動による相乗効果があったと指摘されており興味深い（前掲・注11のICD NEWS第37号13～14頁参照）。ベトナム関連のドナー事情については、ICD NEWS第84号（2020年9月）6頁以下の枝川充志氏の記事を参照されたい。

<sup>17</sup> 前掲・注11のICD NEWS第37号14頁参照。

「48号決議」,「49号決議」という。)が採択された<sup>18</sup>。次期案件以降,48号決議及び49号決議に沿う形でプロジェクトが実施されることとなり,後述のとおり,現行プロジェクトもこれらの実施状況に基づいて組成されているため,ベトナム支援の歴史において極めて重要な決議である<sup>19</sup>。

## 4 法・司法制度改革支援プロジェクト

### (1) フェーズ1

2007年4月からは,新たに「法・司法制度改革支援プロジェクト」のフェーズ1が4年間の計画で開始された。同プロジェクトは,48号決議及び49号決議により指摘された立法分野や法曹三者の実務遂行能力における課題,特に中央の司法機関と地方レベルとの格差を前提に,ベトナム全土における裁判・執行実務の公平かつ一貫性を持った運用を最終目標とし,①パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務能力の改善<sup>20</sup>,②同パイロット地区での活動の知識・経験を活かした中央の司法機関による地方に対する監督体制の改善,③裁判・執行実務改善のための法令の策定,④法曹養成に必要な研修の改善などを目的とした<sup>21</sup>。

カウンターパート機関は,司法省,SPC,SPP及びベトナム弁護士連合会(VBF)<sup>22</sup>であり,長期派遣専門家は,同じく4名体制であった。本邦研修は,国家賠償責任法や改正刑事訴訟法の起草に関するもののほか,裁判実務改善及び判例情報等の提供をテーマとして行われた。

フェーズ1の成果としては,2009年9月,実に3年8か月を経て判決書作成マニュアルが承認され,その後,裁判官に配布された<sup>23</sup>。2010年には,上訴や監督審の検察等に関する「刑事検察官マニュアル第Ⅱ巻」が完成した<sup>24</sup>。また,国家司法学院の関係では,執行官マニュアル等が作成された。法令起草支援においては,民事判決執行法の成立<sup>25</sup>,国家賠償責任法の成立<sup>26</sup>,行政訴訟法の成立<sup>27</sup>,民事訴訟法の改

<sup>18</sup> 48号決議(法制度整備戦略)及び49号決議(司法改革戦略)については,ICD NEWS第28号(2006年9月)4頁以下の伊藤文規氏の記事に日本語訳が添付されている。

<sup>19</sup> 48号決議及び49号決議は,フェーズ2におけるJICAを含む海外ドナーの支援による調査結果を踏まえたものであるが,ベトナム自身が法・司法制度の課題を抽出・分析した点に大きな意義があるとされ,あまりに斬新なものであったがゆえ,当初は非公開とされていた(前掲・注11のICD NEWS第37号7~8頁参照)。

<sup>20</sup> バクニン省級裁判所における公判手続については,ICD NEWS第34号(2008年3月)123頁以下の中島朋宏氏の記事を参照。

<sup>21</sup> ICD NEWS第34号(2008年3月)112頁以下の亀卦川健一氏の記事を参照。同記事には,創刊号以降のベトナム関係記事の一覧表が添付されている。

<sup>22</sup> VBFは,2009年5月に設立。フェーズ1では,VBFの設立準備段階から支援を行った。

<sup>23</sup> 発行部数は5千冊,日本語版をJICAウェブサイトにて公開。詳細については,ICD NEWS第45号(2010年12月)151頁以下の井関正裕氏の記事を参照。

<sup>24</sup> パート1「公訴権の行使及び控訴審の検察」,パート2「公訴権の行使及び監督審の検察」,パート3「公訴権の行使及び再審の検察」,パート4「刑事裁判の執行の検察」,パート5「暫定留置,勾留,懲役刑の受刑者の管理及び観察に対する検察」から構成される。発行部数は9千冊,日本語版をJICAウェブサイトにて公開。

<sup>25</sup> 民事判決執行法は,2008年11月成立,2009年7月施行(ICD NEWS第42号(2010年3月)101頁以下の宮崎朋紀氏の記事を参照)。2014年に条項を修正,補充する改正がなされている。

<sup>26</sup> 国家賠償責任法は,2009年6月成立,2010年1月施行(ICD NEWS第42号(2010年3月)148頁以下の伊藤文規氏の記事を参照)。2017年に改正法が成立している。

<sup>27</sup> 行政訴訟法は,2010年12月成立,2011年7月施行(ICD NEWS第48号(2011年9月)154頁以下の多々良周作氏の記事を参照)。



正<sup>28</sup>等が挙げられる<sup>29</sup>。

## (2) フェーズ2

2011年4月から2015年3月までの4年間は、後継のフェーズ2が実施された。カウンターパート機関、長期派遣専門家の体制に変更はなく、地方の実務上の課題を抽出してそれを中央の司法機関が分析し、地方への指導・監督を通じて全国的な実務改善や法令起草に役立てるという手法も同様であり、新たにハイフォン市人民検察院が他機関との共同活動や法律実務家の養成のための特定エリアに指定された<sup>30</sup>。本邦研修は、民事関連法の改正支援や刑事司法制度改革に関するテーマで行われた。

フェーズ2の成果としては、司法省において、改正民法草案作成のためのワーキングセッション等の実施、民事判決執行法に関する執務参考資料等の作成、国家賠償責任法を運用するための通達の策定等が、SPCにおいて、判決書作成マニュアルのレビューセミナーの実施、バクニン省人民裁判所によるワークショップ等を踏まえた刑事裁判手続マニュアル等の作成、民事訴訟法改正に向けたセミナー等の実施、破産法の改正<sup>31</sup>等が、SPPにおいて、刑事訴訟法改正に向けたセミナー等の実施、ハイフォン市人民検察院における実務改善を通じたSPPの指導能力強化等の活動等が、VBFにおいて、全国的な定款の改定作業、改正刑事訴訟法の「弁護」の章の起草等が認められる<sup>32</sup>。

加えて、2013年11月には新しい憲法が成立したため<sup>33</sup>、多くの法令を改正する必要性が生じたことも特筆すべき事情といえる。2015年10月から同年11月にかけての国会では、民法<sup>34</sup>、民事訴訟法<sup>35</sup>、刑事訴訟法<sup>36</sup>、行政訴訟法という基本法典の改正法が成立しており<sup>37</sup>、いずれもフェーズ2の活動が結実したものと評価できる。

## 5 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト

### (1) プロジェクトの形成過程

2015年4月1日から開始し、2020年12月31日に完了した「2020年

<sup>28</sup> 改正民事訴訟法は、2011年3月成立、2012年1月施行（ICD NEWS第52号（2012年9月）48頁以下の多々良周作氏の記事を参照）。

<sup>29</sup> その他、フェーズ1の成果の詳細については、JICAの終了時評価（評価調査結果要約表）を参照されたい（JICAウェブサイトの「事業評価案件検索」で検索できる）。

<sup>30</sup> ICD NEWS第57号（2013年11月）104頁以下の西岡剛氏の記事、同第64号（2015年9月）5頁以下の川西一氏の記事を参照。

<sup>31</sup> 改正破産法は2014年6月に成立、2015年1月から施行された。改正の経緯等は、ICD NEWS第61号（2014年12月）105頁以下の古庄順氏の記事を参照。

<sup>32</sup> フェーズ2の成果の詳細については、JICAの終了時評価も参照。

<sup>33</sup> 2013年憲法の日本語訳はベトナム六法に収録。1992年憲法及び2001年改正については、ICD NEWS第52号（2012年9月）18頁以下の西岡剛氏の記事を参照。

<sup>34</sup> 2015年民法については、ICD NEWS第67号（2016年6月）25頁以下の松本剛氏の記事及び同第74号（2018年3月）41頁以下の塚原正典氏の記事等を参照。日本側の意見を取り入れ、表見代理類似の規定が導入された。他方で、不法行為責任における加害者の故意過失に関する文言が記載されていないなど、新たな論点がある。

<sup>35</sup> 2015年民事訴訟法については、ICD NEWS第68号（2016年9月）43頁以下の酒井直樹氏の記事を参照。

<sup>36</sup> 2015年刑事訴訟法については、ICD NEWS第79号（2019年6月）43頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照。

<sup>37</sup> 同時期に成立した2015年刑法については、プロジェクトとして直接の支援対象としていない（ICD NEWS第80号（2019年9月）6頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照）。

を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という。)<sup>38</sup>は、延長期間も含めて5年9か月間にわたって実施された。当初は、従前の流れを引き継いだフェーズ3のような活動が想定されていたが、具体的な案件形成作業において、カウンターパート機関の所管を超えた立法過程における問題や、法規範文書(日本でいう広義の法令に相当)相互間の不整合、運用の不統一といった課題を解消するため、より上位の機関をカウンターパートに加え、全省庁横断的な法令審査能力の強化を図ることとされた。また、48号決議及び49号決議の目標年である2020年をそれまでの支援の集大成の年と位置づけ、2021年以降の日越関係を対等かつより強固なものにすることも確認された<sup>39</sup>。

## (2) プロジェクト活動の概要

実施期間は当初、2020年3月までの5年間で予定しており、カウンターパート機関は、司法省、SPC、SPP、VBFに首相府(OOG)<sup>40</sup>を加えた5機関、長期派遣専門家も検察官2名、裁判官1名、弁護士1名、業務調整専門家1名の5名体制に、それぞれ拡大された。2019年10月以降は、検察官が1名減って従来の4名体制に戻った。また、国内支援機関であるアドバイザリーグループ(AG)として、「裁判実務改善研究会」も活動していた<sup>41</sup>。

プロジェクト目標としては、従来からの個別法令の整備、民事・刑事実務の改善等に加え、法令相互間の不整合の抑制・是正、統一的な運用・適用が正面から掲げられたが、法令の不整合といってもその原因は複数存在し<sup>42</sup>、それらが省庁をまたぐ場合もありうる。しかも、司法省だけでも複数部局が対象となることから<sup>43</sup>、PDM上のプロジェクト活動は多岐にわたっていた。さらに、ベトナムの立法過程を規律する法規範文書発行法について、下位規則を含めて制度及びその運用実態を把握・理解することも求められていた<sup>44</sup>。

本邦研修は、このような広範なプロジェクト活動の内容を受け、法令の整合性確

<sup>38</sup> 英語名は、「The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020」であり、頭文字の略称「PHAP LUAT」はベトナム語の「Pháp Luật (法令)」を意味する。JICAと全カウンターパート機関との合意議事録(R/D)の締結日は、2015年2月3日付けである。

<sup>39</sup> プロジェクト形成過程の詳細については、前掲・注30のICD NEWS第64号5頁以下の川西一氏の記事を参照。

<sup>40</sup> 首相府(Office of Government)は、司法省とともに、法規範文書に関して事前審査、事後審査及び整備・運用状況の監督権限を有している(ICD NEWS第67号(2016年6月)151頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照)。

<sup>41</sup> 当時の委員長は、元東京高等裁判所部総括判事の村上敬一氏である。

<sup>42</sup> ICD NEWS第64号(2015年9月)38頁以下の松本剛氏の記事を参照。

<sup>43</sup> 改訂前のPDMでは、司法省だけで窓口部局の国際協力局(ICD)以外に、国際法局(ILD)、国家賠償局(SCD)、民事経済法局(CED)、国家担保取引登録局(NRAST)、民事判決執行総局(CJED)、法整備総務局(GALD)、法規範文書事後検査局(BPR)、行政違反処理管理・法令施行監視局(BLEM)が対象機関であった。改訂後には、個別法令関連のCED、NRAST、CJEDと、法令の整合性関連のGALD(法規範文書発行法を所管)、BPR(発行済の通達以下の法規範文書の検査を担当)、BLEM(施行された法規範文書全てについて施行状況を監督)の6部局になった。

<sup>44</sup> 2008年法、2015年法については、ICD NEWS第64号(2015年9月)24頁以下の渡部吉俊氏の記事を参照。なお、2020年には「法規範文書発行法の条項を修正、補充する法律」(63/2020/QH14)が成立している。

保<sup>45</sup>のほか、調停<sup>46</sup>、判例制度や刑事争訟原則<sup>47</sup>、担保取引まで、幅広いテーマで実施された。

### (3) PDMの改訂及び期間の延長等

前プロジェクトは、2018年1月の中間レビューにおいて、PDMの表現が曖昧ゆえに目標や成果が拡大解釈され、活動の取捨選択が困難で場当たりの活動に陥っていることが指摘された。そこで、2019年1月にはPDMが改訂された<sup>48</sup>。また、2017年度にはJICAの予算が逼迫する問題<sup>49</sup>が生じ、予定どおりの活動が困難となったことなどから、2019年11月、プロジェクト期間の延長が合意された。

加えて、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、人の集合や移動、カウンターパート機関との往来が断続的に制約されており、長期派遣専門家についても一時帰国を余儀なくされ、再赴任の際にも隔離措置を義務づけられるなどした。

これら、プロジェクト活動に影響を与えた事情が存在したものの、前プロジェクトにおいては、カウンターパート機関との次期案件の交渉と並行して、PDMに定められた活動を遂行し、2020年12月の最後の合同調整委員会（JCC）においてプロジェクトの終了報告がなされた。

### (4) プロジェクト活動の成果

前プロジェクトについては、カウンターパート機関も多く、活動領域が広範囲であったことから、多くの成果を指摘することが可能である。詳細については、今後公表されるであろうJICAの報告書を確認する必要があるが、その一部を示せば次のとおりである。

#### ア 法規範文書の整合性確保及び統一的運用・適用（改訂PDMのサブ・プロジェクト1関係）

- ・2020年改正法規範文書発行法の制定、法規範文書制定手続に関する2020年政府議定154号（改正）の制定
- ・法令施行状況監視に関する2020年政府議定32号（改正）の制定

#### イ 民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備の促進（同サブ・プロジェクト2関係）

- ・契約法、財産権保護に関する首相への提案書作成、義務履行担保に係る2021年21号政府議定の制定<sup>50</sup>
- ・民事判決執行法の施行細則である2020年33号政府議定（改正）の制定、

<sup>45</sup> 法令の整合性確保をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第78号（2019年3月）90頁以下の小谷ゆかり氏の記事を参照。

<sup>46</sup> 調停をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第76号（2018年9月）171頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

<sup>47</sup> 争訟原則をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第72号（2017年9月）170頁以下の梅本友美氏の記事、同第81号（2019年12月）131頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

<sup>48</sup> 改訂前後のPDMの比較については、ICD NEWS第78号（2019年3月）5頁以下の塚部貴子氏の記事を参照。

<sup>49</sup> 詳細は、2018年12月3日付けの独立行政法人国際協力機構予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書を参照。

<sup>50</sup> 司法省の関係では、国家担保取引登録局（NRAST）が主管する財産登記関係の支援も行っていたが、特に不動産登記については土地を所管する天然資源環境省（MONRE）との所管の問題もあり、今後の課題とされている。ICD NEWS第69号（2016年12月）74頁以下の松尾弘教授の記事、同第72号（2017年9月）58頁以下の川西一氏の記事等を参照。

2019年判例選定等に関するSPC裁判官評議会04号議決（改正）の制定<sup>51</sup>、2020年調停対話法の制定等

- ・刑事検察官マニュアルの改訂
- ・弁護士職務倫理規程の改正<sup>52</sup>
- ・SPC、SPP及びVBFによる刑事争訟原則に関する共同活動の報告書の作成<sup>53</sup>

これらのほかにも、ベトナム側の要請に応じて、多様なテーマについて現地セミナーが多数行われた<sup>54</sup>。

ウ 各カウンターパート機関による2021年以降に実施すべき活動の特定・分析（同サブ・プロジェクト3関係）

各カウンターパート機関における48号決議及び49号決議に基づく2020年までの法・司法改革の総括及び課題等に関する報告書が作成された。また、それらに基づく実質的な活動は現行プロジェクトに発展的に継承されている。

#### (5) 日越関係の展望

2020年10月19日、菅義偉内閣総理大臣が訪越し、グエン・スアン・フック首相（当時、現国家主席）と首脳会談を実施した。その際、両首相相会の下、山田滝雄駐ベトナム日本国大使とレー・ティン・ロン司法大臣との間で、日本の法務省とベトナム司法省との協力覚書（MOC）が交換された。

また、同年12月10日、新規プロジェクト（2021年1月開始の現行プロジェクトのこと）のローンチング・セレモニーがハノイで開催された。日本の上川陽子法務大臣が記念式典にオンラインで参加し、ロン司法大臣とともにスピーチを行った。

このように、日越関係は30年近い法整備支援活動を経て強固に、かつ対等になっており、今後は、ポスト・プロジェクトを見据えながら新たな協力関係を構築していく段階にある。

## 6 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

現行プロジェクトである「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」<sup>55</sup>は、2021年1月1日から2025年12月31日まで、5年間の計画で開始された。

本稿では、紙幅の制限から概要の紹介のみ行う。カウンターパート機関は共産党中央内政委員会（CIAC）<sup>56</sup>を加えて合計6機関に増え、長期派遣専門家は、検察官出身のチーフアドバイザー、弁護士の専門家、法務省民事局出身の専門家、業務調整専門家

<sup>51</sup> 判例制度の導入については、ICD NEWS第73号（2017年12月）29頁以下の酒井直樹氏及び鎌田咲子氏の記事を参照。2021年5月時点で43件の民事・刑事等の判決・決定が、判例として選定・公開されている。

<sup>52</sup> ICD NEWS第83号（2020年6月）14頁以下の枝川充志氏の記事を参照。

<sup>53</sup> ICD NEWS第86号（2021年3月）6頁以下の長橋正憲氏の記事を参照。争訟原則の導入による弁護人の位置づけの変化については、ICD NEWS第81号（2019年12月）13頁以下の枝川充志氏の記事がある。

<sup>54</sup> 例えば、2019年8月には、新設された家庭・未成年者法廷に関する専門的知見を提供する現地セミナーを、国際協力部教官も参加して実施した。

<sup>55</sup> 英語名は、「Enhancing the Quality and Efficiency of Developing and Implementing Laws in Vietnam」である。

<sup>56</sup> Central Internal Affairs Committee。共産党中央執行委員会に対して内政・汚職防止・司法改革に関する助言等を行うための専門業務機関。



の4名体制である。プロジェクト目標は、「法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する」ことである。プロジェクト活動の大きな特徴は、第1段階として、ベトナムの法・司法制度改革戦略（48号決議及び49号決議）やこれまでの日本の支援の成果を踏まえて、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を1年程度で特定し、第2段階として、課題解決のために設置されたワーキンググループ（WG）が、ハイレベルを巻き込みながら具体的な解決策を検討・提案するという、2段階スキームを採用していることである。また、これらの活動を通じて、日越の法・司法機関の幅広い連携の促進も図ることとされており、前述した未来志向の日越関係が意識されているものといえる。

いずれにせよ、ベトナム側が自国の法・司法制度の課題を自ら抽出・選定し、その解決策についてカウンターパート機関が議論を主導するという、他国の支援では見られないチャレンジングな取組みである。国際協力部としても前例にとらわれることなく、できる限りの協力をしていきたい。

## 7 おわりに

先日、ベトナム司法省から国際協力部長宛てに、創設20周年を祝うレターが送られてきた。差出人は、かつての司法省職員、現在の同省国際協力局長のグエン・フー・ヒュエン氏である。当部の部長は、長期派遣専門家として2004年から2007年までベトナムに派遣されていたため、2人は当時からのパートナーである。日越間の人と人とのつながり、国と国との信頼関係が、法整備支援を通じてますます発展していくことを祈念している。